

お知らせ 進めよう「住まいの耐震化」

ひょうご住まいの耐震化促進事業のご案内

建設課 ☎ 43-5226

住宅耐震化補助

- 住宅耐震改修計画策定費補助金  
耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用
- 住宅耐震改修工事費補助金  
耐力壁の設置、屋根の軽量化、基礎や床面の補強、耐震改修を行う部屋の内装工事に要する費用

部分型耐震化補助

- 簡易耐震改修工事費補助  
耐震性能を改善するための耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する費用
- シェルター型工事費補助  
対象住宅への県が認める耐震シェルターの設置に要する費用
- 屋根軽量化工事費補助  
対象住宅の屋根を軽量化する工事に要する費用

住宅建替補助（※平成31年度募集戸数5件予定）

対象住宅の現地建替えに要する費用

防災ベッド等設置助成

対象住宅への防災ベッド等の設置に要する費用

※各補助内容の詳細および受付状況については建設課までお問合せください

阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊・家具の転倒などにより多くの尊い命が奪われました。大きな被害を受けた建物のほとんどは、昭和56年5月以前に建築された木造住宅でした。いつ大きな地震が起きても大丈夫なように、耐震改修して住宅を補強しておくことが大切です。まずは、下記の「簡易耐震診断」をお申込みください。

◆簡易耐震診断（無料）

建設課にお申込みいただくと、後日診断員を派遣します。  
※対象住宅は昭和56年5月以前に着工した住宅

「危険」「やや危険」と診断されたら

「住まいの耐震化」を検討！

「次に何をしたら良いの？」については、簡易耐震診断を実施した診断員がお答えします。左の様々な補助メニューをご活用ください。

お知らせ 障害者控除対象者認定書の交付

長寿・保険課 ☎ 43-5217

所得税と市・県民税の障害者控除は、障害者手帳の交付を受けている人が対象ですが、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることにより手帳を所持していなくても控除を受けることができます。

- 認定書は次の対象要件をすべて満たしている人からの申請により、一定の基準を満たした人のみに交付します。
- 対象要件
  - 1 満65歳以上
  - 2 要介護認定者
  - 3 身体や精神に基準以上の障害があり、障害者手帳の交付を受けていない
- ※12月31日現在で判定申請先 長寿・保険課

お知らせ おむつ使用証明書の交付

確定申告の医療費控除時に必要です

長寿・保険課 ☎ 43-5217

確定申告の際におむつが医療費控除の対象として認められるためには、医師が発行した「おむつ使用証明書（有料）」が必要です。しかし、前年に医師が発行した証明書によって医療費控除を受けた人については、2年目以降は市が発行する「おむつ使用証明書（無料）」によって医療費控除を受けることが可能となります。

- 証明書は次の対象要件をすべて満たしている人からの申請により、一定の基準を満たした人のみに交付します。
- 対象要件
  - 1 前年に医師の発行した「おむつ使用証明書（有料）」で医療費控除を受けている
  - 2 医療費控除を受けようとする対象の年に有効な要介護認定を受けている
  - 3 要介護認定に用いた主治医意見書に、尿失禁および寝たきり状態にあることが確認できる記載がある
- 申請先 長寿・保険課

お知らせ 確定申告の受付

2月18日(月)～3月15日(金)  
スマホからも申告ができます

所得税等について 洲本税務署 ☎ 24-1212  
市・県民税について 税務課 ☎ 43-5213

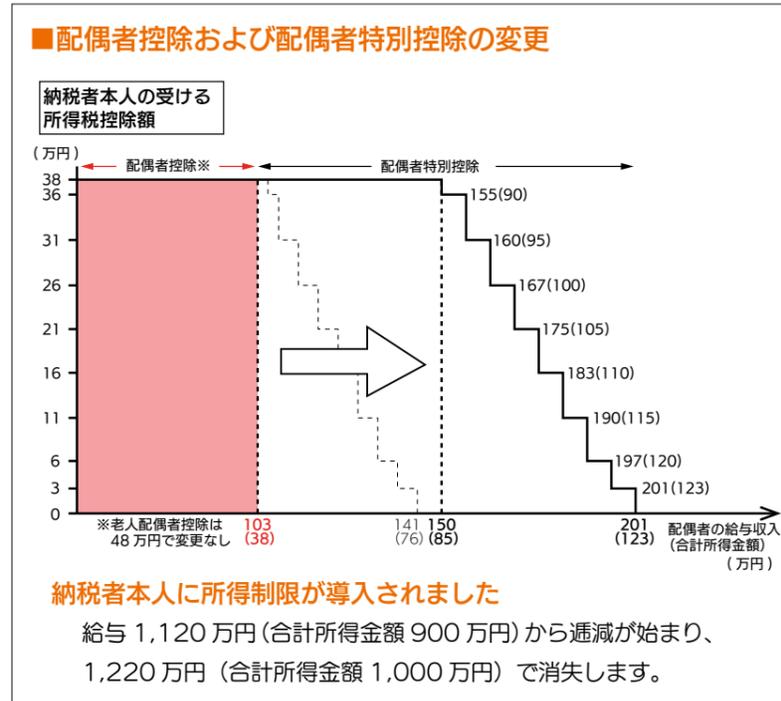
パソコン、スマホで申告書を作成してみよう！



パソコン・スマホを使って確定申告にチャレンジ！  
ご自宅のパソコンや、お持ちのスマートフォンを使って、国税庁ホームページ（https://www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」を利用することで、所得税や収支内訳書などを作成することができ、作成方法は2通りあり、①パソコン上で作成した申告書をプリントし、郵送等で税務署に提出する方法

②電子送信（e-Tax）による方法  
メリットとして、画面の案内に従って金額等を入力すれば自動計算されます。作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを用意すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して、税務署に向く必要がなく、提出できます。  
また、マイナンバーカードとICカードリーダライタをお持ちでない人や、スマートフォン等を利用して申告したい人でも、事前に洲本税務署に「ID・パスワード方式の手続き」を申込みしていただければ、e-Taxをご利用できます。  
e-Taxヘルプデスク ☎ 0570-01-5901  
洲本税務署 ☎ 24-1212

と、②パソコン上で作成した申告書を電子送信して提出する「e-Tax」方式があります。  
①申告書をプリントする方法  
メリットとして、画面の案内に従って金額等を入力すれば自動計算され、最後にプリントすれば、申告書ができます。必要書類を添付して税務署へ郵送すれば申告の完了です。  
②電子送信（e-Tax）による方法  
メリットとして、画面の案内に従って金額等を入力すれば自動計算されます。作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを用意すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して、税務署に向く必要がなく、提出できます。



配偶者控除および配偶者特別控除が変わります  
平成30年分の確定申告から配偶者控除および配偶者特別控除が、次のとおり変更されました。  
①配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得金額が1000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができないこととされました。  
②配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。

※詳しくは、市公式ホームページをご覧ください  
QRコード

～新しい夢の『はじまり』を創るために～ 従業員募集中！

「安心・安全・信頼」の解体工事はお任せください！！

お気軽にご相談を... 松井開発運輸株式会社 検索

※お見積りは無料です 南あわじ市湊1354 TEL 0799-36-5078